

令和元年度小・中学校各教科等担当指導主事連絡協議会 報告書

教科・領域	社会		愛知県教育委員会																
月日・曜	小：6月17日(月) 中：6月18日(火)	会場名	国立オリンピック記念青少年総合センター																
<小学校>	文部科学省初等中等教育局教育課程課調査官	小倉 勝登	大森 淳子																
<中学校>	文部科学省初等中等教育局視学官	濱野 清																	
	文部科学省初等中等教育局教育課程課調査官	藤野 敦	小栗 英樹																
1 社会科の学習評価の改善点																			
(1) 学習評価の改善点について																			
「内容のまとめりごとの評価規準」作成の基本的な手順について																			
① 「知識・技能」「思考・判断・表現」の評価規準の作成の仕方について																			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「知識」→学習指導要領に示す「2内容」の「知識」に関わる事項に示された「…を理解すること」の記述を当てはめる。それを児童が「…<u>理解している</u>」かどうかの学習状況として表し、評価規準を設定する。 ・ 「技能」→学習指導要領に示す「2内容」の「技能」に関わる事項に示された「…調べたりして、…まとめること」の記述を当てはめる。それを児童が「…<u>調べたりして…まとめている</u>」かどうかの学習状況として表し、評価規準を設定する。 ・ 「思考・判断・表現」→学習指導要領に示す「2内容」の「思考力、判断力、表現力等」に関わる事項に示された「…着目して、…を捉え、…考え、…表現すること」の記述を当てはめる。それを児童が「…<u>着目して、…を捉え、…考え、…表現している</u>」かどうかの学習状況として表し、評価規準を設定する。 																			
<p style="text-align: center;"><例 第4学年 (2)「人々の健康や生活環境を支える事業」></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">知識及び技能</th> <th style="width: 30%;">思考力、判断力、表現力等</th> <th style="width: 30%;">学びに向かう力、人間性等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">学習指導要領 2 内容</td> <td> ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 飲料水、電気、ガスを供給する事業は、安全で安定的に供給できるように進められていることや、地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを理解すること。 (イ) 廃棄物を処理する事業は、衛生的な処理や資源の有効利用ができるよう進められていることや、生活環境の維持と向上に役立っていることを理解すること。 (ウ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、まとめること。 </td> <td> イ 次のような思考力・判断力・表現力等を身に付けること (ア) 供給の仕組みや経路、県内外の人々の協力などに着目して、飲料水、電気、ガスの供給のための事業の様子を捉え、それらの事業が果たす役割を考え、表現すること。 (イ) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のための事業の様子を捉え、その事業が果たす役割を考え、表現すること。 </td> <td> ※内容には、学びに向かう力、人間性について示していないので、該当学年目標(3)と観点の趣旨を参考にする。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> <td style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">知識・技能</td> <td style="text-align: center;">思考・判断・表現</td> <td style="text-align: center;">主体的に学習に取り組む態度</td> </tr> </tbody> </table>					知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等	学習指導要領 2 内容	ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 飲料水、電気、ガスを供給する事業は、安全で安定的に供給できるように進められていることや、地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを 理解すること 。 (イ) 廃棄物を処理する事業は、衛生的な処理や資源の有効利用ができるよう進められていることや、生活環境の維持と向上に役立っていることを 理解すること 。 (ウ) 見学・調査したり地図などの資料で 調べたりして、まとめること 。	イ 次のような思考力・判断力・表現力等を身に付けること (ア) 供給の仕組みや経路、県内外の人々の協力などに 着目して 、飲料水、電気、ガスの供給のための事業の様子を 捉え 、それらの事業が果たす役割を 考え、表現すること 。 (イ) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のための事業の様子を捉え、その事業が果たす役割を 考え、表現すること 。	※内容には、学びに向かう力、人間性について示していないので、該当学年目標(3)と観点の趣旨を参考にする。		↓	↓	↓		知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	知識及び技能	思考力、判断力、表現力等	学びに向かう力、人間性等																
学習指導要領 2 内容	ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 飲料水、電気、ガスを供給する事業は、安全で安定的に供給できるように進められていることや、地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを 理解すること 。 (イ) 廃棄物を処理する事業は、衛生的な処理や資源の有効利用ができるよう進められていることや、生活環境の維持と向上に役立っていることを 理解すること 。 (ウ) 見学・調査したり地図などの資料で 調べたりして、まとめること 。	イ 次のような思考力・判断力・表現力等を身に付けること (ア) 供給の仕組みや経路、県内外の人々の協力などに 着目して 、飲料水、電気、ガスの供給のための事業の様子を 捉え 、それらの事業が果たす役割を 考え、表現すること 。 (イ) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のための事業の様子を捉え、その事業が果たす役割を 考え、表現すること 。	※内容には、学びに向かう力、人間性について示していないので、該当学年目標(3)と観点の趣旨を参考にする。																
	↓	↓	↓																
	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度																

<p>内容のまとめ り ごとの 評価 規 準 例</p>	<p>・飲料水、電気、ガスを供給する事業は、安全で安定的に供給できるように進められていることや、地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを<u>理解している</u>。</p> <p>・廃棄物を処理する事業は、衛生的な処理や資源の有効利用ができるよう進められていることや、生活環境の維持と向上に役立っていることを<u>理解している</u>。</p> <p>・見学・調査したり地図などの資料で<u>調べたりして、まとめている</u>。</p>	<p>・供給の仕組みや経路、県内外の人々の協力などに<u>着目して</u>、飲料水、電気、ガスの供給のための事業の様子を<u>捉え</u>、それらの事業が果たす役割を<u>考え、表現している</u>。</p> <p>・処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに<u>着目して</u>、廃棄物の処理のための事業の様子を<u>捉え</u>、その事業が果たす役割を<u>考え、表現している</u>。</p>	<p>・人々の健康や生活環境を支える事業について、<u>主体的に問題解決しようとしたり、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとしたりしている</u>。</p> <p>※必要に応じて学年別の評価の観点の趣旨のうち「主体的に学習に取り組む態度」に関わる部分を用いて作成する。</p>
--	---	--	--

② 「主体的に学習に取り組む態度」の評価規準の作成の仕方について

- ・ 学習指導要領に示す「2内容」に「学びに向かう力、人間性等」に関わる事項が示されていないことから、学年目標や観点の趣旨を基に評価規準を設定する。
- ・ 目標に示されている、「主体的に問題解決する態度」と「よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度」について、「主体的に問題解決しようとしている」かどうかと「よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとしている」かどうかの学習状況として表し、評価規準を設定する。

(2) 「主体的に学習に取り組む態度」の評価について

<評価の工夫(例)>

- ・ ノートやレポート等における記述
- ・ 授業中の発言、教師による行動観察
- ・ 児童生徒による自己評価や相互評価等の状況を教師が評価を行う際に考慮する材料の一つとして用いる。

※ 評価の際には、各教科等の特質に応じて、児童生徒の発達の段階や一人一人の個性に十分に考慮しながら、「知識・技能」や「思考・判断・表現」の観点の状況を踏まえた上で評価を行う必要がある。例えば、ノートにおける特定の記述などを取り出して、他の観点から切り離して「主体的に学習に取り組む態度」として評価することは適切ではない。

2 小学校社会科 改善・充実の具体的内容

<p>【第3学年】内容(1) 「身近な地域や市町村の様子」</p>	<p>公共施設の場所と働きに「<u>市役所など</u>」という文言を加え、市役所の働きを上げることが示した。</p>
<p>内容(4) 「市の様子の移り変わり」</p>	<p>少子高齢化等による地域の変化を視野に入れて、内容の取扱いにおいて「<u>『人口』を上げる際には、少子高齢化、国際化などに触れ</u>」ることを示した。</p> <p>また、政治への働きへの関心を高めるようにすることを重視して、内容の取扱いにおいて「<u>市が公共施設の整備を進めてきたことを上げること。その際、租税の役割に触れること</u>」を示した。</p> <p>また、「<u>時期の区分について、昭和、平成など元号を用いた言い表し方などがあることを上げること</u>」も示した。</p>

【第4学年】内容(3) 「自然災害から人々を守る活動」	防災安全に関する内容の充実を図るため、これまで「地域社会における災害及び事故の防止」の内容の取扱いに示されていた「風水害、地震など」を独立させて「 <u>自然災害から人々を守る活動</u> 」として示し、「 <u>地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げる</u> 」よう示した。 <u>その際、政治の働きに関心を高めるようにすることを重視して、「県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること」</u> を示した。
内容(5) 「県内の特色ある地域の様子」	世界との関わりに関心を高めることを重視して、これまでの「県内の特色ある地域」の事例に「 <u>国際交流に取り組んでいる地域</u> 」を加えた。
【第5学年】内容(3) 「我が国の工業生産」	「 <u>工業製品の改良</u> 」を取り上げるように示した。また、工業生産に関わる人々の工夫や努力として、「 <u>優れた技術</u> 」などを示した。
内容(4) 「我が国の産業と情報との関わり」	情報化に伴う生活や産業の変化を視野に入れて、これまで「情報化した社会の様子と国民生活との関わり」として示されていた内容を「 <u>情報を生かして発展する産業</u> 」に改め、「 <u>販売、運輸、観光、医療、福祉などに関わる産業の中から選択して取り上げる</u> 」ことを示した。
【第6学年】内容(1) 「我が国の政治の働き」	政治の働きへの関心を高めるようにすることを重視して、我が国の政治の働きに関する内容については、これまでの順序を改め、内容(2)を(1)として示すとともに、 <u>これまでのア、イの順序を改め、(ア)日本国憲法や立法、行政、司法の三権と国民生活に関する内容、(イ)国や地方公共団体の政治の取組に関する内容とし、日本国憲法と国会・内閣・裁判所、国の政治と地方公共団体の政治などの関連に気付くようにした。</u> また、 <u>地域の活性化の観点から、これまでの「地域の開発」を「地域の開発や活性化」と改めた。</u>
内容(2) 「我が国の歴史上の主な事象」	外国との関わりへの関心を高めるようにすることを重視して、「 <u>当時の世界との関わりにも目を向け、我が国の歴史を広い視野から捉えられるよう配慮すること</u> 」を加えた。

【初等教育資料 2019. 4月号より抜粋】

3 中学校社会科 改善・充実の具体的内容

(1) 目標、内容の改善

- 社会との関わりを意識して地理、歴史、政治や経済に関わる制度等の理解、多面的・多角的な考察、構想、表現と主体的な課題解決を目指す態度や国民主権を担う公民としての自覚を深めること等を明確化
- 世界の歴史や民主政治の来歴について理解を深め、高等学校に円滑に接続するよう中学校の歴史的分野の時数が増加（歴史 135←130 単位時間、地理 115←120 単位時間）

(2) 学習内容、学習指導の改善・充実

- ① 伝統・文化等に関する学習の引き続きの充実
 - ・ 各地の生活・文化を踏まえた日本の諸地域学習（地理）、琉球の文化、アイヌの文化（歴史）、文化の継承と創造の意義（公民）
- ② 主権者教育等の改善・充実
 - ・ 地域の在り方の考察、構想(地理)、政治の来歴の観点からのギリシャ・ローマ文明、日本の男女普通選挙（歴史）、選挙など国民の政治参加、少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和の観点からの労働保護立法、個人や企業の経済活動における役割と責任（公民）

③ 防災教育、海洋や領土に関する教育の改善・充実

- ・ 我が国の国土の理解に関する指導の充実（地理、歴史、公民）、災害時における防災情報の発信・活用（公民）

④ グローバル化等への対応

- ・ 地球的課題を主題とした世界の諸地域学習（地理）、ムスリム商人の役割、現代の民族や宗教をめぐる対立や地球環境問題（歴史）、人工知能の急速な進化等による産業や社会の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組（公民）

(3) 主体的・対話的で深い学びを充実

「社会的な見方・考え方」を働かせた課題追究的な学習を充実

- ・ 地理：「人間の自然環境との相互依存関係」等
- ・ 歴史：「工業化の進展と政治や社会の変化」等
- ・ 公民：経済「希少性」等

※ 「社会的な見方・考え方」は、課題を追究したり解決したりする活動において、社会的事象等を見たり考えたりする際の視点や方法である。時間、空間、相互関係などの視点に着目して事実等に関する知識を習得し、それらを比較・関連付けなどして考察・構想し、特色や意味、理論などの概念等に関する知識を身に付けるために必要となるものである。

4 小学校における移行措置期間の留意事項について

- (1) 第5学年においては、次期学習指導要領の内容（1）「我が国の国土と国民生活」のアの(ア)を先行して実施し、「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲などを大まかに理解」できるよう指導する。その際、内容の取扱いの（1）アに示されているように「領土の範囲」については、「竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れる」ようにする。
- (2) 第3学年においては、現行の内容（1）「自分たちの住んでいる身近な地域や市（区、町、村）」、内容（2）「地域の人々の生産や販売」、内容（4）「地域社会における災害及び事故の防止」、内容（5）ア「古くから残る暮らしにかかわる道具、それを使っていたころの暮らしの様子」に規定する事項を指導する。ただし、（4）の指導に当たっては、「火災」を取り上げ、「風水害、地震など」自然災害は、令和2年度の第4学年で扱うため、取り上げない。
- (3) 地図帳は令和2年度の第3学年で配付される。第3学年より使用。
- (4) 令和2年度に第4学年になる児童に対しては、次期学習指導要領に基づく補助教材を作成し、児童に配付される。（この第4学年児童は、令和元年度の第3学年時に、現行学習指導要領に基づく第3・4学年の教科書が配付されるが、次期学習指導要領の内容が含まれないため。）

5 中学校における移行措置期間の留意事項について

- (1) 平成30年度から令和2年度の「領域の範囲や変化とその特色」（地理的分野）、「富国強兵・殖産興業政策」（歴史的分野）、「世界平和と人類の福祉の増大」（公民的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、次期学習指導要領の規定による。
- (2) 令和元年度及び令和2年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、次期学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。 ※ 時間数の移行 歴史＋5 地理－5
- (3) 令和元年度及び令和2年度の「世界の諸地域」（地理的分野）の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。
- (4) 令和元年度及び令和2年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」（歴史的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、次期学習指導要領の規定による。